

令和5年度 県立学校における「いじめの防止等の対策のための組織」  
等の開催状況等について

このことについて、以下のとおり公表します。

記

1 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（いじめ防止対策推進法第22条）  
に関する状況

生徒指導課調べ。県立高等学校（本校分校別、課程別）・中等教育学校・特別支援学校。

(1) 開催状況

	回数等 (R4)
県立学校における会議の開催回数合計 (a)	4,582(3,125回)
学校数 (b)	116校(116校)
1校当たりの平均開催回数 (a / b)	39.5回(26.9回)

(2) いじめ認知件数（対応件数）

	件数等 (R4)
県立学校におけるいじめ認知件数合計 (a)	1,817(1,243件)
学校数 (b)	116校(116校)
1校当たりの平均認知件数 (a / b)	15.7件(10.7件)

(参考) 主ないじめの態様（複数回答）

冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌な事を言われる。	48.3%
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	14.0%
嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする	11.8%

(参考) いじめの発見のきっかけ

本人からの訴え	49.4%
当該生徒（本人）の保護者からの訴え	13.5%
生徒（本人を除く）からの情報	12.9%

## 2 「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う」組織（いじめ防止対策推進法第 28 条）に関する状況

令和 5 年度の開催はありませんでした。

## 3 生徒指導課による検証と県立学校への指導について

生徒指導課では、学校から生徒指導課へ報告されたいじめ事案のうち、各校が参考とすべき内容や、複数の事案に共通して見られる内容について、重点項目として、「いじめ対策総点検」の学校訪問や、管理職対象の研修会等で取り上げ、学校に対し指導を行っています。

令和 5 年度はいじめ対策総点検では、以下の架空事例を通じて、過去に見られた学校の対応について問題点を共有し、組織的対応を徹底するよう指導しました。

### （事例の概要） 性的画像撮影及び SNS 上での誹謗中傷のいじめ事案

- ① 女子生徒 C が SNS 上で「A って笑えるよね」という誹謗中傷を書き込んでいることを、男子生徒 A の保護者が知った。A の保護者は、A が C と仲がいいものだと思っていた。
- ② 担任 B は学年主任とともに A から以下を聴き取った。
  - ・「A って笑えるよね」といった言葉は普段からよく言われているので、特に気にしていない。
  - ・ A は、C とは中学校の時から仲良くしているので、C への聴き取りはしてほしくない。
- ③ A に再度、聴き取りを行い「加害生徒への対応を拒む理由」を確認したところ、以下の話をした。
  - ・ C への聴き取りを行うと、嫌がらせが酷くなる。
  - ・入学前の春休みに、C を含む女子グループ数人から「服を脱げ」といわれ、下着一枚の状態、C にスマホで動画を撮影された。
  - ・その動画をネタに、ジュースを奢られることがある。